

○議長交際費の支出及び公表に関する基準

令和7年2月26日議長決裁

議長交際費の支出及び公表に関する基準

(目的)

第1条 議長が議会を代表して行う外部との交際のために要する議長交際費（以下「交際費」という。）について、支出及び公表に関する基準を定めることにより、事務の適正化と透明性を高め、開かれた議会運営の推進を図ることを目的とする。

(責務)

第2条 交際費の支出に当たっては、支出内容や相手方が社会通念上、妥当と認められる範囲内で、かつ、必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

(支出基準)

第3条 交際費は、次の区分に基づいて支出することができる。ただし、議長としての出席依頼のない行事、個人的行事、宗教的行事、政治的行事、営利等を目的とする行事及び結婚披露宴へ支出することはできない。

支出区分	内容	支出額
会費	会費制で開催される懇親会等の参加に係る経費	会費相当額。案内状等に金額の記載ない場合においては、別表第1を参考として定める額
御祝	各種団体や区の総会、大会、式典、まつり等の行事に対する御祝に係る経費	1万円以内。まつり等は3,000円
不祝儀	葬儀における香典、供花等の支出に係る経費	別表第2に定める額
その他	上記のほか、議会運営上、議長が特に支出する必要があると認められる経費	社会通念上、妥当と認められる額

(交際費の公表)

第4条 議長は、交際費の内容について公表するものとする。

2 前項の規定により公表する交際費の内容は、次に掲げる事項とする。ただし、プライバシーに配慮が必要と認められるものについては、この限りでない。

- (1) 日付
- (2) 内容

(3) 支出区分

(4) 支出額

3 第1項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(2) 行政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法

(3) 議会事務局において閲覧に供する方法

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

開催会場	支出額
公共施設	3,000円
飲食店	5,000円
ホテル等	1万円

別表第2（第3条関係）

1 議員関係

区分	対応
現職議員又は配偶者が死亡した場合	生花・香典1万円
現職議員の親又は同居の子が死亡した場合	生花・香典1万円
退職議員が死亡した場合	市議会議員 香典1万円
	町議会議員 弔電

※ 原則として市内在住者で、町制施行（昭和30年2月11日）以降に在職した議員を対象とする。

2 市特別職等関係

区分	対応
市長、副市長、教育長、行政委員会の長又は代表監査委員が死亡した場合	生花・香典1万円
市長、副市長又は教育長の配偶者若しくは親が死亡した場合	生花・香典1万円
行政委員会の長又は代表監査委員の配偶者若しくは親が死亡した場合	香典1万円
過去に、市長、助役、副市長、収入役又は教育長の職にあった者が死亡した場合	香典1万円

※ 市制施行以前に退職した助役、収入役又は教育長にあつては、弔電対応とする。

3 職員関係

区分	対応
部長級職にある者が死亡した場合	生花・香典 1 万円
議会事務局職員が死亡した場合	生花・香典 1 万円
議会事務局職員の配偶者、親又は子が死亡した場合	弔電

4 前3項に掲げるもののほか、議長が必要と認めた場合においては、市長及び埼玉県市議会議長会第二区議長会の対応状況並びに他との均衡を考慮し、その都度対応を決定する。

備考

- 親の扱いについては、次のとおりとする。
 - ・実父母及び養父母は、同居・別居を問わず対象とする。
 - ・義父母は、同居の場合のみ対象とする。
- 香典 1 万円のみの場合は、遺族の意向等を踏まえて生花とすることができる。